

保安警察における当面の戦略的推進事項について

令和7年1月6日

警察庁丁保発第1号

警察庁生活安全局保安課長から

警視庁生活安全部長及び各道府県警察本部長宛て

(参考送付先) 警察大学校生活安全教養部長、各管区警察局広域調整担当部長

(概要)

「保安警察における戦略的な取組の推進について」(令和6年12月19日付け警察庁丙保発第24号)において示された事項を踏まえ、警察庁・都道府県警察間の連携の推進等を示達したものである。